

国立大学法人京大会計職務権限規程新旧対照表


改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>別表 職務権限一覧表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【事務本部（財務部財務課）】</li> <li>【事務本部（財務部監理課）】</li> <li>【事務本部（財務部経理課）】</li> <li>【事務本部（総務部人事課）】</li> <li>【事務本部（施設部施設企画課）】</li> <li>【事務本部（施設部プロパティ運用課）】</li> <li>【事務本部（研究推進部各課）】</li> </ul> <p>(注) 該当する職位者が不在の場合は、上位職位者が権限を行使する。</p> <p>課長補佐が掛長を兼ねる場合において、同一の権限事項に係る課長補佐の職務については、上位職位者が権限を行使する。</p> <p>専門員が京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）<u>第10条第6項</u>により事務を分掌する場合は、課長補佐を専門員と読み替える。</p> <p>専門職員が京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）<u>第10条第8項</u>により事務を分掌する場合は、掛長を専門職員と読み替える。</p> <p>本表に記載された職位者以外の者へ職務権限及び責任を委譲する必要がある場合、経理責任者はその職務権限及び責任の範囲を明確にしたうえで、財務担当理事へ申請し、承認を得なければならない。</p> <p>【部局・事務部長制】 (略)</p> <p>(注) 本表において、課長とは、課長及び室長をいう。</p> <p>本表において、課長補佐とは、課長補佐及び室長補佐をいう。</p> <p>該当する職位者が不在の場合は、上位職位者が権限を行使する。</p> <p>課長補佐が掛長を兼ねる場合において、同一の権限事項に係る課長補佐の職務については、上位職位者が権限を行使する。</p> <p>専門員が京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）<u>第10条第6項</u>により事務を分掌する場合は、課長補佐を専門員と読み替える。</p> <p>専門職員が京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）<u>第10条第8項</u>により事務を分掌する場合は、掛長を専門職員と読み替え</p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、平成28年12月1日から施行する。</p> <p>別表 職務権限一覧表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【事務本部（財務部財務課）】</li> <li>【事務本部（財務部監理課）】</li> <li>【事務本部（財務部経理課）】</li> <li>【事務本部（総務部人事課）】</li> <li>【事務本部（施設部施設企画課）】</li> <li>【事務本部（施設部プロパティ運用課）】</li> <li>【事務本部（研究推進部各課）】</li> </ul> <p>(注)</p> <p>専門員が京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）<u>第10条第7項</u>により事務を分掌する場合は、課長補佐を専門員と読み替える。</p> <p>専門職員が京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）<u>第10条第9項</u>により事務を分掌する場合は、掛長を専門職員と読み替える。</p> <p>【部局・事務部長制】</p> <p>(注)</p> <p>専門員が京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）<u>第10条第7項</u>により事務を分掌する場合は、課長補佐を専門員と読み替える。</p> <p>専門職員が京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）<u>第10条第9項</u>により事務を分掌する場合は、掛長を専門職員と読み替え</p>

(略)

(同 左)

(同 左)

改正前	改正後
<p>る。</p> <p>本表に記載された職位者以外の者へ職務権限及び責任を委譲する必要がある場合、経理責任者はその職務権限及び責任の範囲を明確にしたうえで、財務担当理事へ申請し、承認を得なければならない。</p> <p><b>【部局・事務長制】</b> (略)</p> <p>(注) 該当する職位者が不在の場合は、上位職位者が権限を行使する。</p> <p>事務長補佐が掛長を兼ねる場合において、同一の権限事項に係る事務長補佐の職務については、上位職位者が権限を行使する。</p> <p>専門員が京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)第10条第6項により事務を分掌する場合は、課長補佐を専門員と読み替える。</p> <p>専門職員が京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)第10条第8項により事務を分掌する場合は、掛長を専門職員と読み替える。</p> <p>本表に記載された職位者以外の者へ職務権限及び責任を委譲する必要がある場合、経理責任者はその職務権限及び責任の範囲を明確にしたうえで、財務担当理事へ申請し、承認を得なければならない。</p> <p><b>【部局・共通事務部長制】</b> (略)</p> <p>(注) 本表において、課長とは、課長、室長及びセンター長をいう。</p> <p>本表において、課長補佐とは、課長補佐、室長補佐及びセンター長補佐をいう。</p> <p>該当する職位者が不在の場合は、上位職位者が権限を行使する。</p> <p>課長補佐が掛長を兼ねる場合において、同一の権限事項に係る課長補佐の職務については、上位職位者が権限を行使する。</p> <p>専門員が京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)第10条第6項により事務を分掌する場合は、課長補佐を専門員と読み替える。</p> <p>専門職員が京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)第10条第8項により事務を分掌する場合は、掛長を専門職員と読み替える。</p> <p>本表に記載された職位者以外の者へ職務権限及び責任を委譲する必要がある場合、経理責任者はその職務権限及び責任の範囲を明確にしたうえで、財務担当理事へ申請し、承認を得なければならない。</p>	<p>る。</p> <p><b>【部局・事務長制】</b> (注)</p> <p>専門員が京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)第10条第7項により事務を分掌する場合は、課長補佐を専門員と読み替える。</p> <p>専門職員が京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)第10条第9項により事務を分掌する場合は、掛長を専門職員と読み替える。</p> <p><b>【部局・共通事務部長制】</b> (注)</p> <p>専門員が京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)第10条第7項により事務を分掌する場合は、課長補佐を専門員と読み替える。</p> <p>専門職員が京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)第10条第9項により事務を分掌する場合は、掛長を専門職員と読み替える。</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p>

改正前	改正後
備考：別表において ◎ 決裁者 ● 承認者 ○ 起案者 △ 報告先 を表し、(予) 予算責任 者 (経) 経理責任者 (出) 出納責任者 (資) 固定資産管理責任者は承認・決裁を表す。	備考：  (同 左)